

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

「後納制度」とは

これまでは、国民年金保険料を納付できる期間は保険料の納期限(納付対象月の翌月末)から2年間となっていました。平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、10年間に延長されました。

これを「後納制度」といいます。

■後納制度のメリット

- ① 将来受け取る年金額が増額できます。
- ② 年金の受給資格が得られる可能性があります。
- ③ 第3号被保険者期間の不整合記録で2年以上前の保険料未納期間について、納付することができます。

■ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満で、10年以内に未納期間や未加入期間をお持ちの方
- ② 20歳以上65歳未満で、①の期間のほか国民年金の任意加入をしていた期間に未納期間がある方
- ③ 65歳以上で、年金受給資格がなく①や②の期間がある方

※すでに老齢基礎年金を受給している方は利用することができません。

■お申し込みいただく際の注意事項

- ① 古い月分から順番に納付することになります。
 - ② 保険料の追納と同様に、当時の保険料の額に一定の金額が加算されます。
- ※なお、後納制度を利用するためには、お申し込みが必要となり、利用できるか審査させていただくことになります。

■専業主婦(夫)の年金が改正されました

7月1日から専業主婦(夫)の年金が改正され、会社員の配偶者が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたりまたは漏れていたため、保険料が未納となっている主婦(夫)が手続きをすることにより、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やすことができる場合があります。

切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続きを!

原則として20歳から60歳までの全ての人が「年金」に加入することになっていますが、会社員の配偶者(第2号被保険者)に扶養されている専業主婦(夫)(第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。

ただし、配偶者が退職した場合や本人の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦(夫)の年金が改正され、このような方は手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に参入することができるようになりました。

■無年金や年金の減額を防ぐ

手続きをすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

■保険料納付で年金額アップ!

手続きをすることにより、本来は遡って払うことができなかつた期間の保険料を納付することができます(最大10年分)。保険料を納めることにより、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル、またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

◇国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-0111-050

050または070からはじまる

電話でおかけになる方

☎03-6731-2015

〈受付日時〉

・月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

・※月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで

・第2土曜日

午前9時30分～午後4時

(祝日及び12月29日～平成26年1月

3日はご利用いただけません。)

※お問い合わせの際は、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳等)をご用意ください。